

第1回郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会議事録

(平成29年5月29日作成)

会議の名称

第1回郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会

開催日時

平成29年5月23日(火) 午後1時30分から午後3時05分まで

開催場所

郡山市役所西庁舎3階 多目的ホール3

出席者

- | | | |
|---------|------------|--------|
| (1) 委員 | 石澤 義夫 委員 | |
| | 垣見 隆禎 委員 | |
| | 坂上 裕 委員 | |
| (2) 事務局 | 政策開発部長 | 濱田 守 |
| | 政策開発部次長 | 藤橋 桂市 |
| | 雇用政策課長 | 小野 浩幸 |
| | 雇用政策課 課長補佐 | 仲野 恵美子 |
| | 雇用政策課 主任 | 早川 裕子 |
| | 雇用政策課 主事 | 田中 隆之 |

議題

- (1) 郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会運営要領について
- (2) 郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会について
- (3) 郡山市高年齢者等就業支援団体の認定に必要な基準について
- (4) その他

会議の公開、非公開の別

公開

傍聴人の数

0人

議事

委嘱状交付

【司会】

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この度は、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会委員を快くお引き受けいただき、改めて御礼申し上げます。

委員の皆様への委嘱状につきましては、皆様のお手元に御用意をさせていただいております。委嘱期間につきましては、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例に基づき、平成29年5月23日から平成31年5月22日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 開会

【司会】

ただ今から、「第1回郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会」を開催いたします。

2 市長挨拶

【司会】

ここで、郡山市長より御挨拶申し上げます。

【市長】

この度は、審査会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。日本の一億総活躍に合わせまして、郡山市も市民総活躍を基に、老いも若きも性別を越えて、それぞれの持ち味を生かしてお互いに手を差し伸べあうことを、平成29年度に予算化しておりまして、一人ではなかなか出来ないことを団体に御支援いただくと大変ありがたいことでございます。

今、委託契約などは競争入札で決定しておりますが、この分野につきましては、先生方の専門家の立場で意見をいただくことが必要で審査会を設置しておりますので、どうぞ趣旨を御理解いただきまして、御指導のほどよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。

ここで市長につきましては、退席をさせていただきます。

3 委員紹介

【司会】

続きまして、委員の御紹介に移らせていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。大変申し訳ございませんが、委員の皆様にご自己紹介をしていただきまして、委員紹介とさせていただきたいと存じます。名簿の順番で、石澤委員から自己紹介をお願いいたします。

【石澤委員】

郡山公共職業安定所所長の石澤です。郡山安定所2年目ということで、最近、雇用失業情勢が改善という流れで来ておりますが、実際は求職者の方が減少しているということで、人手不足が各産業の方に深刻化していると、そういう中で職業紹介事業を行っているところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【垣見委員】

福島大学の垣見でございます。私は、専門が地方自治法それから行政法です。皆様にご色々教えていただき、勉強させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【坂上委員】

郡山市で社会保険労務士事務所をしています坂上と申します。社会保険労務士をやり始めて数年後から、高齢者の雇用アドバイザーという仕事をさせていただいていて、高齢者の継続雇用等に関して企業の方と話をさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

4 職員紹介

【司会】

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

<事務局職員紹介>

5 会長選出

【司会】

続きまして、会長の選出に移ります。

郡山市高齢者等就業支援団体認定審査会条例第5条第1項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっております。

それでは、会長の選任について、御意見ございますか。

【石澤委員】

事務局の方で案などありましたら、お示しいただければありがたいと思っております。

【司会】

事務局案ということでございますので、事務局よろしく願いいたします。

【事務局】

事務局案といたしまして、坂上委員に会長をお願いしたいと思います。

【司会】

只今の事務局案、会長には坂上委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

【司会】

異議がないようでございますので、拍手をもって御承諾お願いします。

<拍手>

【司会】

それでは、ただいま会長となられました坂上委員、会長席に御移動願います。

6 会長挨拶

【司会】

それでは会長より御挨拶お願い申し上げます。

【会長】

改めまして坂上と申します。

皆様の御協力により会を進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

国におきましては、地方自治法施行令の改正があり、これを受けまして、今年3月には郡山市においても、関係条例が整備され、本日審査会が開催される運びとなりました。

本日は、第1回目の会議でございまして、この後、事務局より、この度制定された条例の内容や、認定基準に対する審査会からの御意見等をお聴きすることになると伺っておりますので、皆様方の、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶といたします。

7 議題

【司会】

それでは、議題に入ります。

なお、ここからは、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例第6条第2項の規定により、会長が議長となるとなっておりますので、坂上会長に議長として会議を進めていただきたく存じます。

よろしく願いいたします。

【会長】

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

議題（1）「郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会運営要領」について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局説明>

【会長】

事務局からの説明について御質問等はございませんか。

<質問なし>

【会長】

それでは、審査会運営要領についてですが、事務局案を「郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会運営要領」と「郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会傍聴要領」としてよろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

異議がないようでございますので、事務局案を郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会運営要領とします。

なお、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会運営要領第4条に基づき、議事録作成時の署名については、私と会長が指名する委員として石澤委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】

続きまして、議題（2）「郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会」について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局説明>

【会長】

事務局からの説明について御質問等はありませんか。

<質問なし>

【会長】

続きまして、議題（３）「郡山市高年齢者等就業支援団体の認定に必要な基準」について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局説明>

【会長】

それでは認定基準の１項目ずつ御意見をいただきたいと思います。

まず、（１）「営利を目的としない法人であること。」について、既に基準を制定している他の自治体では営利を目的としない法人としているところが割と少なかったと感じますが、御意見ありませんか。

【石澤委員】

公益性ということで、非常にいいことだと思いますが、ただ、シルバー人材センター自体の事務費は、郡山市の方で補助した額と同等の国の補助が出ているということで、事業活動の中で出たものだけで運営しているわけではないんです。ですから今後、認定するに当たって、いろんな書類を出していただく場合に、本来その組織の運営費として適正あるかどうかを見る必要があります。ある程度安定した運営が出来るような経費を生み出しつつ、利益を得ないでということが必要になってくるのかなと。ある程度、経費が掛かりますので、利益は得ていなければいけないと思います。全体の事業の利益の中で何割程度が、事務費として適正なのかとか、公益性というところを見た場合に何で判断するのが難しいと思います。

【会長】

ある程度利益を生まないと事業継続は難しい気がします。また、公益性といわれても利益を得ていかないと、その事業自体を運営できなくなってしまう危険性があるのかなと感じました。どこまでが公益性といえるのかがグレーな部分であると感じます。あまり利益追求と謳えないのも事実かと思います。

【事務局】

公益法人は、認定申請時に公益目的事業比率が2分の1以上となるような公益目的事業を行わなければならないと規定されており、シルバー人材センターに準ずるとなれば2分の1となると思いますが、あくまでこれは公益認定をする時の規定です。

【会長】

中で人を動かす仕事なので、あまり利益追求も無用な話になってしまうと、派遣事業ではないので、公共性という言葉が消してしまうことは出来ないんだと思いますが、その辺が若干難しい。

【石澤委員】

公益性とは利益だけじゃないです。民間会社では出来ないような内容について取り組むということも公益性に入ってくるんで、利益というだけでなく、公益性が担保されているということが1つの条件なんでしょう。

総合的に最終判断をするようになるんだと思います。

【会長】

公益性だけで事業が成り立つかが若干心配ですが、以上が意見ということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

後をご検討いただければと思います。

【会長】

次に、(2)「定款、会則、活動方針等に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第2条第2項に規定する高年齢者等に対する就業機会の確保及び組織的提供について明記されていること。」について、御意見ございませんか。

<意見なし>

【会長】

次に、(3)「適切な業務遂行能力を有すること。」について、御意見ございませんか。

<意見なし>

【会長】

次に、(4)「認定を申請する日現在で1年以上の事業実績を有すること。」について、一定の実績がないと信用できないというところがあると思うんですが、1年という期間としてはいかがでしょうか。

【石澤委員】

団体として認めて欲しいとなったときに、契約は物品の納入なのか役務の提供なのか、市が発注するときに、どういうものを一番想定されていますか。

【事務局】

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び4号に係る随意契約はシルバー人材センターが一番多いんですけども、その中で役務の提供が多いということで、主なものは公園の維持管理、駅周辺の自転車の撤去というものがあります。

【石澤委員】

物品の搬入であれば、その都度検査をして合格すれば終わるものだと思うんですけど、役務の提供だと、ある一定期間長期に及ぶものだと思うんです。仮に除草作業であれば、季節は春から秋ぐらいまでとなるのでしょうか、自転車だったら年間を通じて、長期にやるということであれば、安定して事業が遂行できるかどうかという実績が必要かと思います。収入それから賃金・報酬などの支払実績とか、そういうものがある程度安定している実績が求められないといけないと思います。契約はしたが履行してもらえませんでしたでは済まされないと思います。1年よりも本来は2年か3年ぐらいの実績、収支バランスなどを見せていただいたほうが安心できるかと思います。

【会長】

実際は許認可等ではないから、あまり厳しくしすぎるのもどうなのかなという気もしますが、0か1かと言えば1の方がいいのかなという感じがします。登記したばかりの団体が申請をしに来た場合、怖いような気がします。当然、市が責任を持って発注する形になるんだとすれば、一定の信頼性を事業実績に求めてもいいのかなという感じはします。

ちなみに、市の方で発注する事業が、全然やったことがない事業であっても、事業主は受注してもいいということでしょうか。

【事務局】

公園の清掃や、草むしりそういったものはシルバー人材センターが随意契約の相手だったので、それに対して事業が出来ないということはないと思います。いろんな団体が想定されるので、石澤委員がおっしゃられたように、ある程度実績がないと、事業を遂行で

きなかった場合に困るので、その辺慎重にという部分があって、そんな複雑な難しい仕事をこの中でやらせるとか、そういったことは通常はないので、実績として1年ぐらい取っておければ、なお確実かなといったところでの設定の仕方に行っているところです。

【会長】

ある程度信頼が置ける判断の大本の部分に、実績が1年間必要という気がしなくもないです。

【石澤委員】

こういう契約を受けていただける業者はありませんかと募るわけではなくて、随意契約が出来るところの登録ですよ。仕事は後からなんで、受けられるかの判断は団体がして、手を挙げるか決めるわけですね。

【事務局】

そうです。この業務であれば、この団体で出来るだろうと、市の方から見積を出してもらって契約をしますというやり方です。

【石澤委員】

私は実績が2年ぐらいかと思います。

【会長】

私は1年ぐらいでいいかと思います。

【石澤委員】

前年度と前々年度の企業会計それぞれで、安定してきたことが見えるのかと思います。そういったところで、丸2年経過していたほうが安全かなというように思います。

【垣見委員】

ただこれは最低でも1年と言っている訳で、この団体は分からないのだから、もうちょっと見ようかということが、裁量がある文言になっているので、運用上それも可能です。

【会長】

認定の申請に当たっては、貸借対照表を出すようになっておりますので、1年未満だと貸借対照表が出てこないということになりますね。

【垣見委員】

実際には1年びっ तरीにはならないでしょうから。

【会長】

収支計算書、貸借対照表は1年経過しないとできないので。

【垣見委員】

文言上はこれでいいと思います。

【会長】

貸借対照表、収支計算書が出せなくてもいいんでしょうか。

【石澤委員】

そこなんです。1年以上ということ、1年しか経っていません、貸借対照表が正式に出来ていません、それでも申請して来た場合、不備といえるかどうか。

【事務局】

規定上で、その書類がないと、受付の基準を満たさないということになるので、そうすると、1年びっ तरीじゃなくて、1年半とか、それが最低1年で、2年以上であれば、前の資料も見せてもらう。

【会長】

貸借対照表、損益計算書を出すには決算を閉めて、それから2か月3か月は必要ですから、必要書類として求めているものが出せなくなってしまうということが考えられなくはないですから。おのずと1年2、3か月ないと出せないという気がします。そこを、考慮すれば1年を超える期間で実際に損益計算書を出せるような形の状況ができたことが資格を申請する権利があると取れる感じがします。

【石澤委員】

たぶん私が思うに、各自治体の方で事業実績とかを重要視してないのは、地元の企業だから分かるということだと思います。全く名前も聞いたことがないところが手を挙げることは想定していないんだと思います。だからどこもあまり事業実績というところに重きを置いていないのかなと。郡山市で実際に事務を取られるのは、契約行為だとかなんとかという出納を通る形になるんでしょうか。

【事務局】

契約課を通ります。

【石澤委員】

それだと、仮に1年にしておいて、審査の段階で出納の実績の意見をいただくとかなんとかという形をとれば「実績があるから1年でも丈夫だね」ということも出来るかなと思っているんです。

【事務局】

こちらの出納が通る部分でもチェックいたしますし、貸借対照表が出てくるということは、1年間は過ぎていることなので、1年と規定させていただければと思います。

【会長】

皆様よろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

次に、(5)「市内に主たる事務所を置く者であること。」について、御意見ございませんか。

【石澤委員】

気をつけていただきたいのですが、主たる事務所をよく確認してください。原発事故の除染作業なんていうと、こちらに事務所を設けるところが結構多くありまして、事務所を置いてしまえば申請の対象という形になると、失敗する例がありますから、良くそこは確認してください。

【会長】

主たる事務所とは登記上の本社という意味ですか。

【事務局】

はい。

【会長】

こちらはよろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

それでは、(6)「市内に居住する者の割合が、その団体に属する者(以下「構成員」という。)の10分の8以上であること。」について、御意見ございませんか。

こちらは、後で不都合が出れば割合を変更することは出来ますか。

【事務局】

条文の改正はできます。

【会長】

当初は10分の8以上で、よろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

次に、(7)「60歳以上の者の割合が、構成員の3分の2以上であること。」について、一般的に定年は60歳が多いので60歳でいいのかと思いますが、御意見ございませんか。

【石澤委員】

会社に登録して60歳定年で、継続雇用は100%にはなっているわけではないですよ。

【会長】

100%にはなっていません。基本的に、御本人が希望すれば、企業は断れないので、何らかの形で雇用しなければいけないという状況になっています。

【石澤委員】

実を言うと60歳過ぎの求職者は増えているんです。継続雇用したとしても、仕事は全く同じで、賃金がただ下がるということで、就業意欲が湧かないという方もいれば、60歳前後になると、家庭環境、介護であるとか身体的なこととかいろいろな事情があるんです。その中で自分の能力が生かせればとか、または自分が働けるような働き方が出来れば、という方が多いんです。そういうことで、いま生涯現役社会という形で、働きたいという高齢者の方を支援しましょうということで、福島安定所、平安定所に専用窓口を置いて、支援が始まっているので、それを考えると、60歳以上であるけれども、構成員の3分の2以上で50代のやむを得ない方も救っているのかと思われるので、概ね妥当な気がします。

【会長】

皆様よろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

次に、(1)「営業に関し法令上必要な要件を備えていない場合」認定しないことについて、御意見ございませんか。

<意見なし>

【会長】

次に、(2)「市税を滞納している場合」認定しないことについて、御意見ございませんか。

<意見なし>

【会長】

次に、(3)「暴力団等に該当する場合」認定しないことについて、御意見ございませんか。

【石澤委員】

ただ発注するに当たり、再委託されてしまうと入ってくる可能性があるので、注意していただきたいと思います。

【会長】

こちらに関しては、極力入ってこないようにということで。

【会長】

次に、「認定期間」について、通常申請と追加申請があって、2年間で1区切りとするということですが、御意見ございませんか。

【石澤委員】

追加申請を設けたのは、何か意味があるんでしょうか。

【事務局】

通常申請の時期に、申請をしていなかった団体に対して、通常申請の翌年度に申請が出来るように、窓口を広げるためです。

【石澤委員】

分かりました。

【会長】

よろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

只今、委員の皆様から様々な御意見をいただきましたので、この審査会での意見を参考として、認定基準を作成していただくようお願いいたします。

【会長】

続きまして、議題（４）「その他」について、委員の皆様から何かございますか。

<質問なし>

【会長】

全ての議事を終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。
御協力ありがとうございました。

【司会】

坂上会長、ありがとうございました。

次に、その他（１）「今後のスケジュールについて」ですが、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局説明>

【司会】

次に、その他（２）「今後の会議について」ですが、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局説明>

【坂上委員】

次回の会議について、公開か非公開か、いかがでしょうか。

【石澤委員】

情報が情報なだけに、発言したものが外部に漏れたりすると大変なので非公開でいいかと思います。

【坂上委員】

私もそう思いますので、次回の会議は非公開でお願いしたいと思います。

【司会】

長時間にわたりありがとうございました。

この審査会での意見を尊重し、最終的に市長が認定基準を定め、公表いたします。

以上をもちまして、「第1回郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会」を終了といたします。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。